

保 存 期 間 3 年

人 少 発 第 37 号

令和 7 年 2 月 12 日

各 警 察 署 長 殿

人 身 安 全 少 年 統 括 官

株式会社 NTT ドコモとの協働による非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～」の運用について

株式会社 NTT ドコモと連携した非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～」については、株式会社 NTT ドコモとの協働による非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～」の運用について（令和 3 年 7 月 16 日付け少発第 191 号、以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、申込方法の変更等に伴い、その運用については別添執務資料のとおりとするので、引き続き適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 主な変更点

- (1) 各警察署は学校からスマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～（以下「スマホ安全教室」という。）に係る開催申込みを受理した際、WEB による申込みにより、開催希望月の 3 か月前までに、ドコモ安全教室事務局へ申込みをする。
- (2) 学校との調整によりスマホ安全教室の開催が決定した後、生活安全部人身安全少年課少年対策係（以下「少年対策係」という。）へ開催予定について報告する。
- (3) スマホ安全教室を開催後は、毎月少年対策係へ開催結果を報告する。

2 その他

スマホ安全教室の運用方法等について明らかにするため、執務資料「スマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～Q & A」を添付する。

スマホ安全教室

～いばらきポリス&ドコモ～

Q & A



令和7年1月

人身安全少年課

目 次

【教室の概要及び開催手順について】	ページ
Q 1 教室の対象は 1
Q 2 学校から依頼があった教室は全てドコモと連携するのか 1
Q 3 スマホ教室に加えて薬物乱用等の話の要望があった場合の対応 1
Q 4 保護者向けの教室の対応は可能か 1
Q 5 短時間の教室の対応は可能か 2
Q 6 開催の手順について 2
Q 7 共同開催できない場合の対応 2
Q 8 申込みが教室開催日の3か月前を切っている場合の対応 2
Q 9 1年先の日程で開催申込みの依頼があった場合の対応 2
【教室の講話の内容等について】	ページ
Q 10 警察とドコモの時間配分、話す順番 3
Q 11 開催当日の動き 3
Q 12 ドコモの講話の内容 3
Q 13 警察の講話の内容 4
Q 14 開催結果の報告 4

本件問合せ先：人身安全少年課 少年対策係
警 電 3425～3427

【教室の概要及び開催手順について】

Q 1 「スマホ安全教室～いばらきポリス＆ドコモ～」(以下「スマホ教室」という。) の対象は？

A 1 「小学生から高校生(義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む)までの児童生徒」と「その保護者」です。

よって、専門学校生や大学生は対象としていません。

また、学警連や地域ボランティアなども対象としていません。

Q 2 警察が学校から受けた非行防止教室の依頼は、全て「スマホ教室」として対応するのか。

A 2 インターネットに特化した教室の申込みがあった場合に、学校に対して、ドコモと共に教室を希望するか確認してください。

学校が共催教室を望まない場合は、警察署による単独開催となります。

また、「スマホ教室」をドコモに依頼するには時間的な条件等もありますので、注意してください。(Q 3～Q 5 参照)

Q 3 学校から「スマホ安全対策と併せて、薬物乱用や万引き防止の話をしてほしい。」と要望があったが「スマホ教室」を受付することは可能か。

A 3 学校が、スマホ講話に加えて、薬物乱用防止等の非行防止講話を要望する場合も想定されますが、短時間内で多岐にわたる内容を話せば、本来の趣旨について子供たちの理解が薄れることが想定されますので、スマホ安全対策関連の内容としてください。

学校が他の非行防止教室のための時間を別に設定するのであれば、「スマホ教室」終了後、警察のみで実施することになりますが、別に時間を設定できなければ「スマホ教室」は受付・依頼できませんので、その旨を説明した上で、通常の非行防止教室を警察単独で開催してください。

Q 4 保護者等に対する講話のみで「スマホ教室」を受付できるか。

A 4 受付・依頼できます。申込み方法は児童・生徒向けと同じです。

保護者等向けの講話について、時間のきまりはありませんが、ドコモ及び警察の持ち時間を合計し、少なくとも45分間程度は確保できるよう、学校に申し入れをしてください。

なお、学校施設以外で行われる講話については、受付できません。

Q 5 学校から、「30分で教室をお願いしたい。」との要望があった場合、「スマホ教室」を受付できるか。

A 5 30分では十分な時間を確保できませんので、「スマホ教室」は受付・依頼できません。

学校にその旨を説明して時間(45分～50分間)を確保してもらうか、時間確保ができない場合は、警察単独での開催となります。

Q 6 開催の手順について（添付資料①チャート図参照）

A 6

- ①学校から警察署へ申込み
- ②警察署からドコモ安全教室事務局へWEBにて申込み（申込みフォームあり）
※申込み後の事務局とのやり取りは、メールでのやり取り
- ③ドコモ安全教室事務局から警察署へ、開催可否を連絡
- ④各警察署から学校へ、開催可否連絡及び実施確認
スマホ教室開催決定後、少年対策係に連絡（開催予定日時、学校名等）
- ⑤開催内容に変更があった場合のみ、警察署からドコモへ連絡
- ⑥開催2週間前位にドコモ安全事務局、学校担当者間で事前打ち合わせ実施
- ⑦開催前日までに事前接続（リハーサル）の実施
- ⑧ドコモから警察署へ、学校との事前打ち合わせが完了した旨の連絡
- ⑨教室開催当日は、ドコモではオンライン上で教室実施。
※ドコモでは講師派遣なし
- ⑩開催後は月報報告でドコモと共に教室について少年対策係に報告

Q 7 ドコモから「共同開催できない」との連絡を受けた場合の対応は？

A 7 「スマホ教室」は他県での開催もあり、先着順となりますので、ドコモから断られる場合もあります。

学校から別の開催希望日を聞き取りして再度申込みを行うか、別の希望日が設定できない場合は、警察署の単独開催としてください。

Q 8 申込みの目安が開催日の3か月前となっているが、3か月を切ってしまった場合、ドコモへの申込みはできないのか。

A 8 3か月を切った場合でも対応可能な場合もありますので、まずはドコモに申込みをしてください。

Q 9 学校から、1年先の日程で「スマホ教室」の依頼があった場合、受理しても良いのか。

A 9 開催日が決まり次第、受理して構いません。ただし、翌年度の教室についてでは、申込受付解禁日(例年12月中旬)以降に受理してください。

【教室の講話の内容等について】

Q 10 時間の配分は警察とドコモでどのように分担するのか。話す順番は？

A 10 小学校 (45分授業) : 原則 ドコモ35分間 警察10分間
中学校、高校 (50分授業) : 原則 ドコモ35分間 警察15分間
※体育館への移動時間等も配慮し、実際の講話可能時間を学校と調整すること。
また、原則、ドコモ、警察の順に話をします。(状況に応じ調整可能)

Q 11 開催日当日、学校へは何時に入れば良いのか。

A 11 当日、ドコモはオンライン対応のみとなります。
警察署員は教室の準備、学校との事前打ち合わせ等の状況に応じて
ですが、開催時間に間に合うように学校へ入ってください。

Q 12 「スマホ教室」で、ドコモはどのような話をするのか。

A 12 原則として、

- ・ 小学校低学年は「入門編」
- ・ 小学校中学年は「ベーシック編」
- ・ 小学校高学年～中学1年生は「スタンダード編」
- ・ 中学生から高校生は「アドバンス編」
- ・ 特別支援学校の児童、生徒は「特別支援学校編」
- ・ 保護者は「保護者編」

を実施しますが、学校の要望に沿ったコースを選択可能です。

講話の主な内容は、インターネットやSNS利用の注意点、フィルタリングの活用、スマホとの正しい付き合い方、保護者の心構え等です。

Q13 「スマホ教室」で警察は子供たちにどんな話をすれば良いのか。

A 13 学校に要望を確認した上、以下の例や添付資料②（警察の講話例）を参考に話をしてください。

【講話例】～「ストップ・ザ・子供のSNS被害」等のチラシを配布し説明～

①自己紹介

「○○警察署(○○係)の○○です。」と簡単な自己紹介をする。

②インターネットに関する少年の非行・被害防止に資する講話

対象となる児童・生徒の学年に応じて、下記のような具体的な事例等をわかりやすく話してください。

- 警察が扱ったインターネットに関する犯罪における少年の検挙事例
 - 警察が扱ったインターネット利用に起因する福祉犯罪の被害事例
 - 警察に寄せられたインターネット利用に起因するいじめやトラブル、被害等の相談事例
 - 警察から見た被害やトラブルの防止策
- ※ 保護者向けには、①年齢に応じたフィルタリングの設定、②家庭内でのルールづくり、③子供の変化への見守り等の内容も加える。

【留意事項】～講話内容は事前に署幹部の了承を得てください～

①噂話などの不確実な事例は挙げない。

事例は、自署管内で取り扱った事例に限らず、新聞等で報道されたものでも構いませんが、不確実な話はしないでください。

②個人情報については十分に配慮する。

自署で取り扱った事例については、学校に係者等がいる可能性もあることから個人情報については十分配慮し、特に個人が特定されることがないようお願いします。

【ドコモからの要望】～警察職員ならではの話を～

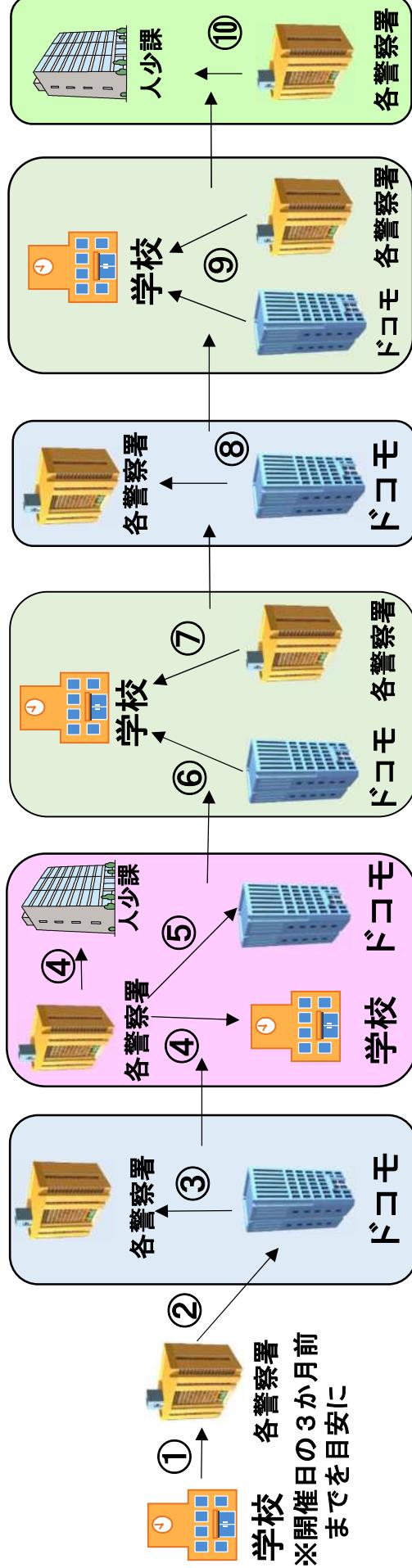
基本的にドコモでは、インターネット利用の危険性や、注意点について話をしますが、例えば「他人のIDやパスワードを使って不正にログインすれば、不正アクセス禁止法違反となり、逮捕される可能性がある」「ふざけ半分の行為でも、殺人予告を書き込めば、脅迫罪や威力業務妨害罪等となり、逮捕される可能性がある」等の具体的な話はしません。また、「自撮り」被害や児童買春等、福祉犯罪被害に関する具体的な話もしません。

短時間ではありますが、警察職員ならではの、具体的な事例を交えた子供たちの心に残る話をお願いします。

Q14 開催結果の報告はどうすればよいか。

A 14 当月分は、翌月毎月3日までに報告を求めている「非行防止教室等開催結果」に記載し、少年対策係まで報告をしてください。

「スマホ安全教室へいはらきボリス＆ドコモへ」チャート図



- ① 学校から各警察署へ開催申込み（開催日の3か月前までを目安）
※インターネットに特化した教室の申込みが各警察署にあった場合に、ドコモとの共催を希望するか学校に確認
- ② 各警察署から、ドコモ安全教室事務局へWEBによる申込み
- ③ 開催日確定次第、ドコモ安全教室事務局から連絡
- ④ 各警察署から学校へ、開催可否連絡および実施確認
※ドコモと共催の教室開催が決定後、少年対策係へ連絡（実施予定日時、学校名）
※ドコモとの共催が不可でも、学校と検討の上、警察署単独で教室を開催
- ⑤ 開催内容に変更があった場合のみ、ドコモ安全教室事務局へ連絡（メール随時）
- ⑥ 開催2週間前位にドコモ安全教室事務局、学校担当者間の打ち合わせ（メール随時）
- ⑦ 各警察署から学校担当者へ、事前打ち合わせ実施（開催前日までに事前接続（リハーサル）の実施）
- ⑧ ドコモ安全教室事務局から各警察署へ、学校との事前打ち合わせが完了した旨を報告
- ⑨ 教室当日、ドコモではオンライン上で教室を実施（ドコモの講師派遣はなし）
- ⑩ 開催後は、教室開催について非行防止教室等の月報報告と合わせて少年対策係に報告

◆ドコモ安全教室事務局◆
メール k-tai-anzen@nttdocomo.com
(各コースの問い合わせ先)
tokubetsushien@nttdocomo.com
(特別支援学校編の問い合わせ先)

◆少年対策係◆
警電 3425～3427

ドコモ事務局とのやり取りは、原則メールでお願いします。
不明な点は、少年対策係へ



「スマホ安全教室」における警察の講話例

1 はじめに ～「ストップ・ザ・子供のSNS被害」等のチラシを配布し、講話開始～

○○警察署（■■係）の△△です。

今日はドコモの方に、とても大切なお話をさせていただきましたね。

警察からは、「SNS被害から自分を守る3つの約束」についてお話をします。

それは、「①SNSで知り合った人と直接会わない、②住所や名前など個人情報を載せない、③自分や友達の写真を送らない」ということです。

これから、この3つの約束について、実際にあったトラブルの話も交えながら説明します。

2 SNS被害から自分を守る3つの約束

（1）会わない

1つ目は、「会わない」です。

SNSで知り合った人に親身になって悩みを聞いてもらったり、共通の趣味の話などをしていくうちに仲良くなつて、実際に会つてみたいと思うようになるかもしれません。

しかし、実際に会つてしまふと、犯罪の被害に巻き込まれるおそれがあります。

インターネット上のやりとりでは、実際の性別や顔、体型、言葉遣いなどは、いくらでも誤魔化すことができ、それを悪用する人もいます。親身になって相談に乗つてくれた人に実際に会つた結果、誘拐されて監禁されたり、脅されて性的な被害を受けたといったことが起きているのです。

インターネット上では、何が本当のことなのかは、わかりません。もし、悩んでいることがあつたら、SNSではなく、身近にいる人を頼つてみましょう。身近な人に相談がしづらい場合は、スクールカウンセラーや警察の相談窓口などを利用しましょう。

SNSで知り合つた人とは決して「会わない」と言うことを約束してください。

（2）載せない

二つ目は、「載せない」です。

皆さんには、軽い気持ちで、SNSに個人情報を載せていませんか？

学校名や住所、年齢など、皆さんを特定できる情報をSNSに載せることは、とても危険です。SNSに掲載している個人情報から、ストーカーの被害に遭つてしまふという危険性もあります。

また皆さんには、SNSを使って、気軽に画像を投稿したり、動画を共有したりしていると思います。便利で楽しいですが、その前に今一度、画像や動画もチェックしましょう。画像の中に、個人情報は載つていないでしようか。制服姿で写真を撮れば学校名が分かりますし、お店の看板などが写つていれば、場所が特定できます。

例えは、知り合いや友達だけに限定して公開したつもりでも、悪ふざけした画像や動画の投稿が、どんどん拡散され、制服や背景からあつという間に個人が特定されてしまい、学校や警察に通報されることもあります。仲の良い友達だけが見られるように設定していても、スクリーンショットなどで、いくらでも拡散することが可能です。インターネット上に一度投稿したものは半永久的に残ります。未来の自分を苦しめることのないよう、投稿前に一度冷静になって考えてみましょう。

(3) 送らない

三つ目は、「送らない」です。

SNSで知り合った人と、顔写真の交換などはしていないでしょうか。顔写真だけならと思っているとこんな危険性があります。

SNSで知り合った人と、趣味のゲームや好きなアーティストの話題で盛り上がり、次第に趣味の話だけでなく、学校のこと、家族のことなど他のことまで話すような仲になりました。その後、顔写真だけならと写真を送ったところ、相手の態度が急変し、今まで相談していたことや家族のことなどを、写真付きでネットに拡散されたくなれば、裸の写真を送れなどと脅されて、自分の裸の写真を送ってしまうという「自画撮り被害」に遭う場合もあります。

県内でも、SNSで知り合った人とやり取りをする中で、言葉巧みに騙されたり、話相手を失いたくないとの思いから相手の要求に応え自分の裸の写真を送ってしまったりだと、相手も自分の裸の写真を送ってきたから、仕方なく送ってしまったという相談事例もあります。

他にも、SNSで知り合った人だけでなく、身近な人にでも、人に見られて恥ずかしい写真は送らない、要求しないようにしましょう。

特に、18歳未満の裸の画像や動画は児童ポルノに該当し、持っていたり、要求して送ってもらったりすることは処罰の対象となります。

インターネット上に一度載せた画像や動画を、完全に消すということは、非常に困難です。求められたからといって、決して、送らないようにしましょう。

3 県内における被害例

さて、「SNS被害から自分を守る3つの約束」についてお話ししましたが、もしかすると、「自分は大丈夫」、「東京などの都会で起きていること」と思っている人もいるかもしれません。しかし、実際に県内でもSNSがきっかけで性的な被害に遭った女子中学生もいます。

女子中学生Aさん（15歳）は、友人から勧められたランダムで見知らぬ者と通話ができるSNSアプリを使い始め、いろいろな人と会話を楽しんでいましたが、その中で20歳代前半で都内の有名大学に通う大学生と名乗るB男と知り合いました。

B男からLINEに移行することを提案され、LINEでやり取りをするようになり、Aさんは会話の中で中学生であることを伝え、新しいスマホが欲しいと話したところ、B男はAさんにプレゼントとしてスマホを送ってきました。

スマホをもらったAさんはB男のことをいい人だと思うようになり、話す度に褒めてくれるB男に好意の感情を抱くようになりました。AさんはB男から、「付き合おう」と言われ、Aさんは「私のことを可愛いと思ってくれて褒めてくれる人はなかなかいない。」との思いから、B男と付き合うことにしました。Aさんは付き合っているという感覚から、B男からの要求を断ることなく、言われるがままに裸の画像や動画を送りました。

そして、B男から実際に会うことを提案され、B男の家の近くの駅で待ち合わせをし会うと、そのままB男の家に連れて行かれ、性被害に遭ってしまったのです。

実際のB男は30歳代半ばの無職の男で、年齢や職業を偽ってAさんに言葉巧みに近づき、プレゼントを渡すなどAさんの気を引き、裸の画像を送らせたり、性行為に及ぶなどしたことが判明しました。

みなさん、SNSをきっかけにした被害は、どこか遠いところで起きているわけではないのです。身近で起きる可能性があるということを忘れず、「SNS被害から自分を守る3つの約束」、①会わない、②載せない、③送らないを守って生活をしてください。

【 時間に余裕があれば、以下の項目についても触れる 】

- ※ 友人から勧められたSNSアプリが安全だとは限らない
- ※ SNSで知り合った相手が名乗る年齢や職業は本当かどうか分からぬ
- ※ 顔も知らない相手とLINEなどを交換しない
- ※ 物につられない
- ※ 褒め言葉は犯人の常套文句
- ※ 会ったことのない相手との恋愛は嘘

4 「闇バイト」について～こんなことにも気をつけよう～（中高生向け）

皆さん、SNSで「高額報酬」、「ホワイト案件」など、怪しい投稿を目にしたことはないでしょうか。文章だけを見ると、楽して稼げるバイトのように感じるかもしれません。

しかし、そういう書き込みは、応募した若者を中心に強盗などの凶悪な犯罪に加担させる、いわゆる「闇バイト」であり、犯罪実行者を募集しているものです。

シグナルやテレグラムなどのアプリで連絡し、強盗のほかにも、ニセ電話詐欺の「受け子」や「出し子」、携帯電話を複数台購入させる、自分の口座に振り込まれた額から知らない人の口座へ指定の金額を振り込ませるなど、様々な犯罪行為に加担させられます。

また、身分証などの個人情報を送らせ、断ろうと思っても脅されて、断れない状況にされてしまいます。

犯罪者は自分の手は汚さずに、応募した者を使って得をしているのです。そして、捕まるのは応募した若者だけ、捨て駒扱いされてしまうのです。

少年であっても、このような犯罪に加われば捕まり、処罰されます。捕まって初めて犯罪に手を染めていたと知るのでは遅いのです。

県内の未成年者が、他県で強盗に加わろうとして逮捕されたケースもあります。

このような犯罪に加担することは、自分の人生を台無しにすることになってしまうので、絶対にやめましょう。もし悩んでいる場合は、身近な大人、警察に相談してください。

5 まとめ

今までお話してきたことは、男女問わず起きていることなので、自分は関係ないとは、決して思わないでください。

皆さん、「会わない、載せない、送らない」、この3つの約束と今日学んだことを忘れずに、これからも安全で楽しい（学校）生活を送ってください。

6 補足～保護者向け～

最後に、保護者の皆様にもお願ひがあります。

これまでお話してきたように、子供がSNSを通じて犯罪に巻き込まれる被害が増えております。インターネットは緊急時の連絡等、便利な反面、インターネット上には様々な情報が氾濫しており、使い方を間違えると犯罪に巻き込まれる危険もあります。

子供はインターネットを適切に使いこなす能力が未熟なため、スマートフォン等を持たせる場合は、大人が適切に管理し、見守っていくことが大切です。

それぞれの御家庭で、①年齢に応じたフィルタリング設定、②家庭内でのルールづくり、③子供の変化への見守り、この3点について特にお願いできればと思います。